

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度		包括外部監査分		(長野市長分)
指摘事項		当初措置状況 (3年度)	令和5年度の措置状況	担当課
【意見3】(報告書41 ページ)	資金前渡の申請について電子化を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 以下の理由から資金前渡に係る「支出負担行為兼支出命令書」の完全電子化を検討すべきである。 ・申請の電子化で職員の事務の効率化が期待できること ・国が「書面規制、押印、対面規制の見直し」の規制改革を進めており、請求印の押印の見直しの余地があること	令和2年度の書類の押印見直しに伴い、令和3年4月から請求書の押印を廃止した。 完全電子化については、現状のシステムでは対応できないため、今後、システムの更新に併せて検討する。	資金前渡について、支出命令書への請求印の押印を廃止した。また、資金前渡により支出していた受講料、受講手数料等については請求書が添付されていない場合でも、直接、債権者口座へ振り込めるように見直した。(令和3年4月実施) 支出命令書の完全電子化は、財務会計システムに関わる課題であり資金前渡に限定されないため、令和4年度包括外部監査の【意見 70】行政手続のオンライン化を念頭に、財務会計システムの課題を明確にして再構築を検討すべき(現行の財務会計システムの更新期間を念頭に関係所属と連携し検討していく)に統合して、検討していく。	会計課
【意見30】(報告書78 ページ)	準公金の取り扱いに関する基準や手引の制定を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 私費は、保育園としての保育に係るものであり、市職員が公金と同様に扱う性質を有することから、準公金と位置づけされると考えられる。よって、公金ではないものの、公金に準じた現金の取り扱いが求められる。 保育園で発生する私費は各保育園によって違いは生じるものの、現金を取り扱う業務という点では保育園によって差はないこと、及び上記の遠足バス代など、各保育園で同様の内容の私費が発生している現状を踏まえると、保育・幼稚園課として、保育園における現金の取り扱いに関する基準や手引の整備が求められる。	市内や県内他市の準公金の取扱いに関する基準等の制定状況等を調査し、検討する。	「保育事務の手引き」の中に現金の取扱い、立替払の禁止等を盛り込み、保育所に周知徹底した。	保育・幼稚園課